

令和 7 年

第 59 回通関士試験受験案内

財 務 省

この試験は、通関士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行われます。

受験を希望される方は、以下の説明をよく読んで間違いのないようにしてください。

目次

I 通関士試験要領	2
1 受験資格	2
2 試験の日時と試験科目	2
3 試験の方法等	2
4 試験実施地と出願書類の提出先	3
5 受験願書の受付期間等	4
6 合格発表	4
II 受験手続	5
1 受験願書を書面により提出する場合	5
(1) 出願書類	5
(2) 申込みの方法等	5
(3) 試験科目の一部免除	6
2 受験願書を N A C C S を使用して提出する場合	7
III その他	9
1 受験の際の注意事項	9
2 試験に関する照会	10
3 願書の記載内容の変更	10
4 財務大臣の確認	11
5 個人情報の取扱い	11
通関士試験に関する Q & A	12
提出書類チェック表	13

I 通関士試験要領

1 受験資格

学歴、年齢、経歴、国籍等についての制限はありませんので、どなたでもこの試験を受けることができます。

2 試験の日時と試験科目

(1) 試験の日 令和7年10月5日(日)

(2) 試験科目及び時間

試験科目	時間
《1》通関業法	9:30～10:20
《2》関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第6章に係る部分に限る。）	11:00～12:40
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務	13:50～15:30

「その他関税に関する法律」とは、具体的には次のものをいいます。

- ① 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）
- ② 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）
- ③ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）
- ④ 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和48年法律第70号）
- ⑤ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）

これらの科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく関係政令、省令、告示及び通達とし、令和7年7月1日(火)現在で施行されているものとします。《1》及び《2》の科目においては、前記の法令、告示及び通達以外の条約等（TIR条約、経済連携協定等）は、出題範囲に含みません。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2の規定において定義する認定通関業者に係るものを含みます。

3 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行います。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》通関業法	35点 (10問)	10点 (10問)		
《2》関税法、関税定率法その他関税 に関する法律及び外国為替及び外 国貿易法 (同法第6章に係る部分 に限る。)	45点 (15問)	15点 (15問)		
《3》通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領 (注2)				20点 (2問)
その他通関手続の実務	10点 (5問)	5点 (5問)	10点 (5問)	

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式です。

注2. 輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第58回）と同様の形式で各1問出題します。

(2) 試験合格のためには、(1)に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要があります。

4 試験実施地と出願書類の提出先

試験 実施地	出願書類の 提出先	所在地 各税関ホームページ	電話 番号
北海道	函館税関 通関業監督官	〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎	0138-40-4259
		https://www.customs.go.jp/hakodate/ 	
新潟県 東京都	東京税関 通関業監督官	〒135-8615 東京都江東区青海2丁目7番11号 東京港湾合同庁舎	03-3599-6316
		https://www.customs.go.jp/tokyo/ 	
宮城県 神奈川県	横浜税関 通関業監督官	〒231-8401 横浜市中区海岸通1丁目1番地	045-212-6051
		https://www.customs.go.jp/yokohama/ 	
静岡県 愛知県	名古屋税関 通関業監督官	〒455-8535 名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎	052-654-4005
		https://www.customs.go.jp/nagoya/ 	
大阪府	大阪税関 通関業監督官	〒552-0021 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎	06-6576-3251
		https://www.customs.go.jp/osaka/ 	
兵庫県 広島県	神戸税関 通関業監督官	〒650-0041 神戸市中央区新港町12番1号	078-333-3026
		https://www.customs.go.jp/kobe/ 	
福岡県	門司税関 通関業監督官	〒801-8511 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎	050-3530-8371
		https://www.customs.go.jp/moji/ 	
熊本県	長崎税関 通関業監督官	〒850-0862 長崎市出島町1番36号	095-828-8628
		https://www.customs.go.jp/nagasaki/ 	
沖縄県	沖縄地区税関 通関業監督官	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3号館	098-862-8658
		https://www.customs.go.jp/okinawa/ 	

注. 試験会場については、税関ホームページ (<https://www.customs.go.jp>) に掲載しております。また、受験票に記載のうえ通知します。**なお、試験会場を間違えると受験できません。**

5 受験願書の受付期間等

(1) 書面により提出する場合

受付期間：令和7年7月22日（火）～ 同年8月5日（火）（土曜日、日曜日を除く。）

受付時間：午前10時～ 午後5時

郵送の場合には、令和7年8月5日（火）までの消印のあるものに限り受け付けますが、できる限り同月1日（金）頃までに発送するようにしてください。

(2) NACCSを使用して提出する場合

受付期間・時間：令和7年7月22日（火）午前10時～ 同年8月5日（火）午後5時（土曜日、日曜日を含む。）

必ず受付期間・時間内に受験手数料を電子納付してください。受験手数料の納付及び受験票の提出があるまでは受理が保留されますので注意してください。

その他、NACCSの利用申込み手続及び使用方法等の詳細については、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のホームページ(<https://www.naccs.jp>)を参照してください。

6 合格発表

令和7年11月11日（火）（予定）に、税関ホームページ（<https://www.customs.go.jp>）に合格者の受験番号を掲載します。

また、令和7年11月28日（金）（予定）に合格者の氏名及び受験番号を官報に掲載するとともに、合格者には通関士試験合格証書を郵送（同日以降に発送）します。

官報は国立印刷局のホームページ（<https://www.kanpo.go.jp>）に直近90日間分が掲載されています。また、国立印刷局本局の敷地内に設置された提示場に、官報に掲載された情報を記載した書面（直近に発行されたもののみ）が提示されています。

なお、上記により合格を確認したにもかかわらず、通関士試験合格証書が12月5日（金）までに到着しない場合には、受験した試験地を管轄する税関の通関業監督官までお問い合わせください。

※ 税関の各官署における掲示は行いませんのでご注意ください。

Ⅱ 受験手続

1 受験願書を書面により提出する場合

(1) 出願書類

必要書類	注意事項
①受験願書	所要事項を記載し、受験手数料として 3,000 円分の収入印紙（現金、郵便切手、都道府県発行の収入証紙等は不可） を過不足なく受験願書の「収入印紙」欄に貼り付けてください。 ※ 受験願書に記載する氏名・生年月日及び下記②の受験票に記載する氏名は、合格証書に使用します。 また、氏名については官報による合格者の公告にも使用しますので、<u>戸籍等公的書類で確認できるものと同一文字を楷書で丁寧に記載してください。</u> <u>外国籍の方は、パスポートに記載されているとおりの氏名を記載してください（パスポートにアルファベットの氏名の記載がある場合には、当該アルファベットの氏名を記載してください。）。</u> ※ 合格証書は、「現住所」欄に記載のある住所へ送付します。そのため、アパート・マンション名及び部屋番号まで正確に記載してください。外国に居住している場合は、「現住所」欄に受け取り可能な日本国内の住所を記載してください。
②受験票	所要事項を記載し、写真（無背景、無帽、正面を向いた上半身のもので、受験願書提出前 1 年以内に撮影したもの。大きさ縦 4cm、横 3cm。カラー、白黒を問わない。裏面に氏名を記載。）を所定の箇所に貼ってください。 ただし、不鮮明な写真、後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真は受け付けられません。 ※ 郵送による出願の場合には、受験票を特定記録郵便で送付するため、295 円分の切手を貼ってください。（試験科目の一部免除申請を同時に行う場合は除く。詳細につきましては(2)の②をご確認ください。）
③通関士試験科目の一部免除通知書の写し	既に「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている方に限ります。今回の試験で初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、(3)の手続を必要とします。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類の請求方法

受験願書及び受験票の各用紙は、前記Ⅰの4の受験しようとする試験実施地の出願書類の提出先から入手してください。郵送で請求する場合には、**封筒に「願書請求」と朱書き、必ず所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封の上、**受験願書の受付期間に間に合うよう早めに請求してください。返信用封筒に切手が貼られていない場合は送付できません。

また、各用紙は受験地を管轄する税関の各官署にも設置しています。各用紙を設置している官署については、各税関ホームページをご覧ください。

② 申込みの方法

(1)の出願書類を前記Ⅰの4の出願書類の提出先に提出してください。

郵送での提出の場合には、**必ず「書留」、「簡易書留」、「特定記録」又は「レターパック」等の追跡可能な方法とし、封筒に「通関士試験」と朱書きしてください。**切手の貼り忘れや切手料金の不足がないようにご注意ください。郵送の場合は、令和 7 年 8 月 5 日（火）までの消印のあるものが有効です。

郵送以外の方法で提出する場合には、令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 5 時までに税関に到着したものに限り受け付けます。

また、(3)の③の試験科目の一部免除申請を同時に行う場合には、後日、受験票と通関士試験科目の一部免除通知書又は申請却下通知書を同時に送付しますので、**必ず所要の切手（書留：660 円分、簡易書留：530 円分、特定記録：390 円分）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封してください。**この場合

には、受験票に切手を貼る必要はありません。(直接税関へ出願書類を持参する場合であっても、返信用封筒は添付してください。)

※ 全科目受験で出願された方には、受験票を特定記録郵便にて送付します。また、試験科目の一部免除を受けようとする方には、受験票及び一部免除通知書等を、返信用封筒に貼られている切手の料金分に応じて書留、簡易書留、又は特定記録郵便にて送付します。所要の切手が不足している場合、不足分を別途送付いただくか、出願書類の提出先へ直接ご持参いただくこととなり、送付まで時間がかかることがあります。切手の貼り忘れや切手料金の不足がないようにご注意ください。

③ 身体に障害等があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。試験日の直前に申し出た場合は対応できないことがあります。

(3) 試験科目の一部免除

初めて試験科目の一部免除を受けようとする方は、次により手続を行ってください。

① 免除を受けられる場合と免除される科目

イ 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務（税関の事務及びその監督に係る事務をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して15年以上になるとき…………… 前記Ⅰの2の(2)の《2》及び《3》の科目が免除されます。

ロ 通関業者の通関業務又は官庁における通関事務（税関における貨物の通関事務（その監督に係る事務を含む。）をいう。以下同じ。）に従事した期間が通算して5年以上になるとき…………… 前記Ⅰの2の(2)の《3》の科目が免除されます。

なお、通関業者の通関業務及び官庁の関税に関する事務等の中には、特別の判断を必要としない機械的事務（例えば、自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力事務及びタイプ事務、使送事務、貨物の内容点検業務等）は含まれないことになっています。

② 期間計算

通関業者の通関業務又は官庁の事務に従事した期間の計算方法は、次のとおりです。

イ 通関業者の通関業務又は官庁の事務に最初に従事することとなった日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなった日の前日又は受験願書の受付締切日を終期として計算します。この場合に、始期となる日又は終期となる日の属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に当該業務又は事務に従事しないこととなった場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法によって計算したうえで合算します。

ロ 同一の月においてその従事しないこととなった通関業者の通関業務又は官庁の事務に再び従事することとなったときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したものととして計算します。

ハ 官庁における関税その他通関に関する事務に従事していた方が、同一月内に通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事することとなった場合又はその反対の場合においては、その月については、通関業者の通関業務若しくは官庁における通関事務に従事していたものととして計算します。

③ 申請手続

イ 申請書類

試験科目の一部免除を受けようとする方は、「通関士試験科目の一部免除申請書」（税関様式B第1210号）1通に次のいずれかの者、団体及び官庁が証明した「証明書」（税関様式B第1215号）を添えて、受験願書と一括して税関へ提出してください。（様式は出願書類を請求する際に併せて請求するか、税関ホームページから入手してください。）

なお、必ず所要の切手（書留：660円分、簡易書留：530円分、特定記録：390円分）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ出願書類を持参する場合であっても返信用封筒は添付してください。）

a 通関業者の通関業務に従事していた方又は従事している方の場合は、当該通関業者（これらの者が2以上である場合には、それぞれの者）又は通関業者であった者。

この場合において通関業者が死亡し、又は解散した等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体。

b 官庁における事務に従事していた方で退職している方の場合は、当該事務に係る最終所属官庁。

c 通関業者の通関業務に従事した期間と官庁の事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることができることとなる方の場合は、a及びbのそれぞれの者。

d 現に官庁に勤務している方は、当該官庁。

ロ 申請書提出期間

前記Ⅰの5の(1)の受験願書の受付期間と同一期間とします。

なお、免除の決定のため審査を要しますので、できる限り早めに提出してください。

④ 免除の決定等

審査の結果、免除することに決定したときは、受験票とともに「通関士試験科目の一部免除通知書」を交付します。また、免除しないことに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」を交付します。（当該免除通知書に有効期限はありません。）

なお、「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付が行われた場合でも、虚偽の証明に基づく申請であることが明らかとなった場合には、受験禁止又は合格決定の取消しの処分がされるほか、以後2年以内の期間を定めて受験を禁止することがあります。

2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合

NACCSを使用して受験願書の提出及び試験科目の一部免除申請を行うことも可能です。NACCSを使用するためには、あらかじめNACCSセンターにNACCSの利用申込み手続を行う必要がありますので、詳細はNACCSセンターにお問い合わせください。

(1) 出願書類

必要書類	注意事項
①受験願書	NACCSを使用して提出します。
②受験票	前記1の(1)の②と同じです。NACCSによる提出はできません。
③通関士試験科目の一部免除通知書の写し	前記1の(1)の③と同じです。なお、前回（第58回）までに「通関士試験科目の一部免除通知書」の交付を受けている場合には、当該通知書の写しを電子ファイルとして添付することにより、NACCSを使用して提出することができます。

(2) 申込みの方法等

① 出願書類の請求方法

受験票の請求方法は、前記1の(2)の①と同じです。受験願書の受付期間に間に合うよう早めに請求してください。

② 申込みの方法

NACCSを使用して受験願書を提出した後、内容に不備がなければ、NACCSから受験手数料の納付に必要な納付情報が配信されますので、その納付情報に基づいて**受験手数料の2,900円を、令和7年8月5日（火）午後5時までに必ず電子納付してください。**また、**(1)の出願書類のうち②の受験票を、特定記録郵便の料金分の切手（295円分）を貼ったうえで前記Ⅰの4の出願書類の提出先に令和7年8月5日（火）午後5時までに必ず提出してください。**受理された場合には、出願者へ受験票が交付されます。

受験票を郵送する場合には、必ず「書留」、「簡易書留」、「特定記録」又は「レターパック」等の追跡可能な方法とし、封筒に「通関士試験」と朱書してください。郵送の場合は、令和7年8月5日（火）までの消印のあるものが有効です。

受験票を郵送以外の方法で送付する場合には、令和7年8月5日（火）午後5時までに税関に到着したものに限り受け付けます。なお、受付期間・時間内に受験票の提出がない場合又は受験手数料の納付が行われない場合は、NACCSを使用した受験願書の申込み自体が無効となりますのでご注意ください。

③ 身体に障害等があるため特別な措置を希望される方は、受験申込みの際にその旨を申し出てください。試験日の直前に申し出た場合は対応できないことがあります。

(3) 試験科目の一部免除

① 申請手続

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請を行うことができます。この場合において、前記1の(3)の③のイの「証明書」については、当該「証明書」の写しを電子ファイルとして添付して提出してください。

NACCSを使用して試験科目の一部免除申請及び(1)の①の受験願書の提出を行った後、(1)の②の受験票を出願書類の提出先に提出又は郵送する際に、**必ず所要の切手（書留：660**

円分、簡易書留：530 円分、特定記録：390 円分）を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒：A 4 サイズが入る大きさのもの）を添付してください。（直接税関へ受験票を持参する場合であっても返信用封筒は添付してください。）

- ② 免除の決定等
前記 1 の(3)の④と同じです。

Ⅲ その他

1 受験の際の注意事項

- (1) 試験場には、必ず受験票を持参してください。受験票を持参しない方は入場できません。
 受験票の他には、筆記用具及び必要に応じ携帯用電子計算機（電卓）をお持ちください。
 (注) 携帯用電子計算機（電卓）は、次の各条件に該当するもののみ使用を認めます。
 イ 計算機能のみを有するもの（例えば、紙に記録する機能、音を発する機能（消音機能を有するものを除く。）、電子手帳機能を有するもの、関数電卓等は不可。）

●使用が認められる機能の例

機能	キーの例
計算	$\boxed{+}$ $\boxed{-}$ $\boxed{\times}$ $\boxed{\div}$ $\boxed{GT}$
税計算	$\boxed{\text{税込}}$ $\boxed{\text{税抜}}$
数値メモリ	$\boxed{MC}$ $\boxed{MR}$ $\boxed{CM}$ $\boxed{RM}$ $\boxed{M+}$ $\boxed{M-}$
クリア	$\boxed{AC}$ $\boxed{C}$
ラウンドセクター 小数点セクター 日数・時間計算 レート換算 アンサーチェック	$\boxed{F\ CUT\ 5/4}$ $\boxed{4\ 3\ 2\ 1\ 0\ ADD_2}$ $\boxed{\text{日数/時間}}$ $\boxed{\text{レート設定}}$ $\boxed{\text{検算}}$

●使用が認められない機能の例

- ・プログラム入力・記憶

(例) $\boxed{RUN}$ $\boxed{EXE}$ $\boxed{PRO}$ $\boxed{PROG}$ $\boxed{COMP}$ $\boxed{ENTER}$ $\boxed{P1}$ $\boxed{P2}$ $\boxed{P3}$ $\boxed{P4}$ $\boxed{PF1}$ $\boxed{PF2}$ $\boxed{PF3}$ $\boxed{PF4}$

- ・漢字・カナ・英字入力

(例) $\boxed{\text{あ}}$ $\boxed{\text{ア}}$ $\boxed{A}$

- ・関数電卓

(例) $\boxed{\sin}$ $\boxed{\cos}$ $\boxed{\tan}$

ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの（数値を表示する部分が周囲に見えない程度の傾斜であるものは可。）

ハ 電源内蔵式のもの

※ 携帯用電子計算機（電卓）の貸与はいたしません。

- (2) 試験場では係員の指示に従って行動してください。
 (3) 受験者は、試験開始 30 分前（午前 9 時）までに必ず試験場に集合してください。試験開始時に遅刻した場合は、原則として入場を認めません。
 (4) 各試験科目の開始 15 分前より注意事項説明を行うため、必ず指定された席に着いてください。

- (5) 試験時間中は、次のもの以外のもの（例：筆箱、耳栓等）は、すべてかばん等の中にしまい、足元に置いてください。

- ・受験票
- ・筆記用具（HBかBの黒鉛筆又はシャープペンシル、色鉛筆、蛍光ペン、色付きペン、プラスチック製消しゴム、定規、芯ケース）
- ・携帯用電子計算機（電卓）（「通関書類の作成要領その他通関手続の実務」の試験時間のみ）
- ・時計又はストップウォッチ（通信機能・計算機能がないもの（音を発する機能を有するものは音の出ない設定にしてください。））
- ・座布団、ひざ掛け、ハンカチ、目薬、ティッシュ（ビニール等から中身を取り出したもの）、指サック

※ 試験場には時計が設置されていない場合がありますので、時計の持参をお勧めします。

※ 座布団、ひざ掛け、ハンカチ、目薬、ティッシュについて、係員が試験の公正な実施を妨げるおそれがあると判断した場合には使用を認めないことがあります。

- (6) 答案用紙に記入する氏名、受験番号及び受験地は厳に書き誤りのないように注意してください。
- (7) 答案用紙はマークシート方式です。答案用紙への記入はHBかBの黒鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。それ以外の筆記用具を使用した場合は採点されないことがあります。また、修正はプラスチック製消しゴムを用いてください。
- (8) 試験室内での携帯電話等の通信機器類、計算機能・通信機能等が付いている時計・眼鏡及びウェアラブル端末（スマートウォッチ、スマートグラス等）などの電子機器類の使用を禁止します。（(1)の携帯用電子計算機（電卓）を除く。）
- (9) 試験開始後 30 分間及び試験終了前 10 分間は、試験室からの退出を認めません。
- (10) 不正の手段により通関士試験を受け、又は受けようとした場合には、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消されるほか、以後 2 年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。
- (11) 試験時間中の飲食は、原則禁止とします。ただし、水分補給のためペットボトルに入った飲料を飲むことは認めますが、机上には置かず、必ず蓋を閉めて足元に置いてください。ペットボトルカバー等の使用は認めません。
- (12) 試験時間中に日常的な生活騒音等（係員の巡回による足音、監督業務上必要な発言、航空機、自動車、風雨、空調の音、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音、計算機の打音、照明の点滅等）が発生した場合でも救済措置は行いません。
- (13) 試験会場へはできる限り公共交通機関をご利用ください。試験会場によっては駐車スペースがある場合もありますが、駐車スペースには限りがあります。試験会場についての個別のお知らせがある場合は、各税関ホームページに掲載します。
- (14) 空調設備や換気等により着席位置によっては寒暖の差が生ずる可能性がありますので、ご自身で調整できるよう服装には十分に注意してください。
- (15) 受験手数料は、通関士試験を受けなかった場合においても、還付しません。（通関業法第 26 条第 2 項）

2 試験に関する照会

- (1) 通関士試験について不明な点があるときは、前記 I の 4 の税関の通関業監督官にお問い合わせください。（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）郵送による照会は、所要の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。
- (2) 受験願書の受付期間中に願書類を提出後、令和 7 年 8 月 26 日（火）までに受験票が届かない場合は、提出先の税関へ必ず連絡してください。
- (3) 災害等が発生した場合における試験実施に関する情報については、税関ホームページ（<https://www.customs.go.jp>）に掲載しますので確認してください。
- (4) 試験の結果は税関ホームページ又は官報で確認してください。

3 願書の記載内容の変更

通関士試験の受験申込みを行った後に、氏名、本籍地、現住所、連絡先が変更となった場合には、「通関士試験受験願書変更届」に変更となった事項を記載し、令和 7 年 10 月 28 日（火）（必着）までに、受験地を管轄する税関に提出してください。（「通関士試験受験願書変更届」は税関ホームページ（<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/todokedesyorui.htm>）からダウンロード）

ンロードできます。)

受験申込みを行った後に現住所等の変更があった場合は、必ず郵便局への転居届の提出手続きを行ってください。

4 財務大臣の確認

通関士試験の合格者が通関士として通関業務に従事しようとする場合には、通関業法第 31 条の規定により、勤務先の通関業者の申請に基づく財務大臣の「確認」が必要です。

5 個人情報の取扱い

出願及び試験により取得した個人情報は、試験の実施及び統計目的以外に利用することはありません。

○ 通関士試験に関するQ&A

Q 1 現在、東京都内に住んでいますが、受験は東京都でなければなりませんか。

A 1 全国同時に行われる試験ですので、どこの受験地でも受けられます。
ただし、受験願書は、受験地を管轄する税関に提出してください。

Q 2 受験願書を郵送以外の方法で提出することはできますか。

A 2 郵送以外の方法で受験願書を送付することはできますが、その場合であっても、受験願書の受付期間（令和7年8月5日（火）午後5時）までに税関に到着するように発送してください。

また、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行うことも可能です。

ただし、受験票は別途書面により提出する必要があります。NACCSを利用した受験手続は受験案内「Ⅰ 通関士試験要領 5 受験願書の受付期間等」、「Ⅱ 受験手続 2 受験願書をNACCSを使用して提出する場合」を参照してください。

Q 3 受験申込みを行った後に現住所等の変更があった場合の対応について教えてください。

A 3 通関士試験の受験申込みを行った後に、氏名、本籍地、現住所、連絡先が変更となった場合には、「通関士試験受験願書変更届」に変更となった事項を記載し、令和7年10月28日（火）（必着）までに、受験地を管轄する税関に提出してください。（「通関士試験受験願書変更届」は税関ホームページ（<https://www.customs.go.jp/tsukanshi/todokedesyorui.htm>）からダウンロードできます。）

※ 受験申込みを行った後に現住所等の変更があった場合は、必ず郵便局への転居届の提出手続を行ってください。

Q 4 通関士試験の合格率を教えてください。

A 4

	第54回（R2）	第55回（R3）	第56回（R4）	第57回（R5）	第58回（R6）
受験者数	6,745人	6,961人	6,336人	6,332人	6,135人
合格者数	1,140人	1,097人	1,212人	1,534人	759人
合格率	16.9%	15.8%	19.1%	24.2%	12.4%

※ なお、通関士試験の合格基準は合格発表の際に公表することとしており、事前には公表していません。

Q 5 受験票に特定記録郵便の料金分の切手を貼り忘れてしまいました。

A 5 受験地を管轄する税関に切手を貼り忘れた旨を連絡し、所要の切手を郵送又は直接ご持参ください。

提出書類チェック表

受験願書等を提出される前に今一度内容等を確認してください。

チェック項目	☒
◎氏名欄は正しく記載していますか。 氏名は官報による合格者の公告及び合格証書に使用します。 楷書で、戸籍と同一文字を大きく丁寧に書いてください。 氏名に外字のある方は特にご注意ください。 (例 齊⇔齋、辺⇔邊、藤⇔藤、西⇔面 等) 外国籍の方はパスポートと同じ氏名をご記載ください(パスポートにアルファベットの氏名の記載がある場合には、当該アルファベットの氏名を記載してください。)	☐
◎本籍地欄は正しく記載していますか。 本籍地とは戸籍に記載のある戸籍の所在地のことです。 現住所と本籍地が異なる場合はご注意ください。外国籍の場合は国籍を記入してください。	☐
◎生年月日欄は正しく記載していますか。 生年月日は合格証書に使用します。間違いのないよう記入してください。	☐
◎現住所欄は正しく記載していますか。 大きく丁寧に書いてください。 合格証書は、「現住所欄」に記載のある住所へ送付します。アパート・マンション名及び部屋番号まで正確に記入してください。 外国に居住している場合は、合格証書を受け取り可能な日本国内の住所を記載してください。	☐
◎連絡先欄は正しく記載していますか。 書類に不備等がある場合に連絡をします。 必ず、日中に税関と連絡が取れる連絡先を記入してください。	☐
◎収入印紙 3,000 円分（現金、郵便切手、都道府県発行の収入証紙等は不可）を過不足なく貼っていますか。 収入印紙のない受験願書及び金額に過不足のある受験願書は受け付けることができません。 (受験手数料は、通関士試験を受けなかった場合においても、還付しません。(通関業法第 26 条第 2 項))	☐
◎受験票に写真を正しく貼付していますか。 写真の裏面に氏名を記載してください。 のり付けする場合は、写真が剥がれないように写真の裏面全体をのり付けしてください。	☐
◎受験票に特定記録郵便の料金分の切手（295 円分）を貼付していますか。 切手料金に不足がある場合は、不足分を別途郵送いただくか、税関へお持ちいただくこととなります。 「出願書類の提出」と「試験科目の一部免除申請」を同時に行う場合、受験票への切手の貼付は不要です。	☐
◎申込書類は揃っていますか。 ◆受験願書 ◆受験票 《既に「通関士試験科目の一部免除通知書」を持っている方》 ◆通関士試験科目の一部免除通知書の写し 《初めて試験科目の一部免除を受けようとする方》 ◆通関士試験科目の一部免除申請書（税関様式 B 第 1210 号） ◆証明書（税関様式 B 第 1215 号） ◆ご自分の宛先を記載した返信用封筒 (A4 サイズが折り曲げずに入る大きさのもので、郵送方法に応じ、所要の切手（書留：660 円分、簡易書留：530 円分、特定記録：390 円分）を貼付したもの)	☐
◎郵送の場合は、「書留」「簡易書留」「特定記録」「レターパック」等の追跡が可能な方法でご発送ください。	☐